

令和5年 3月の行事のお知らせ



石垣市立宮良小学校

令和4年度卒業式について

今年度の卒業式は、6年生とその保護者、来賓、職員、児童を代表して3年生～5年生全員が参加し、3月23日（木）に行います。

つきましては、1年生と2年生の児童は、卒業式当日（3月23日）は、お休みとなります。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。休日における児童の安全へのご配慮を宜しくお願い申し上げます。なお、3月24日（金）が修了式・離任式となります。

記

- 令和5年3月23日（木） 卒業式
参加者（3年生・4年生・5年生・6年生）
1年生・2年生は、学校はお休み
- 令和5年3月24日（金） 修了式（1年生～5年生）－1校時
離任式（1年生～6年生）－4校時

〔卒業式におけるマスク着用について〕

文科省からの通知により、令和5年度卒業式でのマスク着用は、「児童は基本マスク無し（全員での歌唱や呼びかけ時は着用）。来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。」となっています。ご協力をお願いします。

～下校時刻変更のお知らせ～

- ☆3月6日（月） 諸帳簿整理日のため 全児童13:30頃下校
- ☆3月7日（火） 諸帳簿整理日のため 全学年13:30頃下校
- ☆3月23日（木） 卒業式 全学年12:30頃下校
- ☆3月24日（金） 修了式 全学年12:30頃下校

*学童等への連絡は各自でお願い致します。



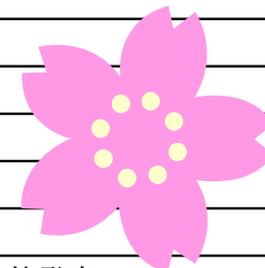
欠席届はこちらから！



メルマガ登録お忘れなく！

3月の行事予定

日	曜	食給	行 事
1	水	○	委員会活動（新委員会） 県立高校卒業式
2	木	○	生活集会 PTA評議委員会
3	金	○	6学年PTAレク～4日
4	土		三線の日
5	日		
6	月	○	諸帳簿整理日（午前授業） *13:30頃下校
7	火	○	諸帳簿整理日（午前授業） *13:30頃下校
8	水	○	6年生を送る会
9	木	○	白保小学校と交流学習（6年生）
10	金	○	PTA総会
11	土		
12	日		大中卒業式(9:30～)
13	月	○	
14	火	○	
15	水	○	
16	木	○	校長講話（表彰） 県立高校一般合格発表
17	金	○	卒業式会場設営 部活動等体育館使用禁止
18	土		第3土曜日「おきなわ地域教育の日」
19	日		第3日曜日「家庭の日・ファミリー読書」
20	月	○	
21	火		春分の日
22	水	○	卒業式リハーサル
23	木	×	卒業式 *12:30頃下校
24	金	×	修了式・離任式 *12:30頃下校
25	土		
26	日		
27	月		春季休業
28	火		
29	水		
30	木		
31	金		



卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これら聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。